

【後期高齢者医療制度】 保険料率改定のお知らせ

保険料率は2年ごとに改定を行うこととなっており、平成24年度及び平成25年度の保険料率(被保険者均等割額・所得割率)が決定しました。

被保険者一人ひとりに納めていただく保険料は、公費や現役世代の支援金とともに大切な財源となります。

被保険者均等割額

48,900円 (被保険者全員が等しく負担)

所得割率

9.51% (被保険者が所得に応じて負担)

- 保険料の計算方法…被保険者均等割額と所得割額を合計して、個人単位で計算します。保険料の上限は年額55万円です。(平成24年4月1日から保険料の上限が年額50万円から55万円に引き上げられました。)

$$\text{保険料} = \text{被保険者均等割額 } 48,900 \text{円} + \{ (\text{総所得金額} - 33 \text{万円}) \times \text{所得割率 } 9.51\% \}$$

- 保険料の軽減…所得の低い方及び国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者であった方は、次のとおり保険料が軽減されます。

被保険者均等割額の軽減

世帯主と世帯の被保険者の所得額の合計に応じて、均等割額が世帯単位で軽減されます。

世帯の所得額の合計	均等割額の軽減割合
33万円以下で、世帯内の被保険者全員の所得がない(年金収入80万円以下)	9割
33万円以下	8.5割
33万円+ (24万5千円×世帯主以外の被保険者数)以下	5割
33万円+(35万円×被保険者数)以下	2割

所得割額の軽減

被保険者の基礎控除(33万円)後の総所得金額等に応じて、所得割額が軽減されます。

基礎控除(33万円)後の総所得金額等	所得割の軽減割合
58万円以下	5割

被用者保険の被扶養者であった場合の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで、国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者となっていた方が対象となります。

均等割額	所得割額
9割軽減	負担なし

【お問い合わせ先】 役場保健福祉課 ☎ 77-3614

～保健福祉課からのお知らせ～

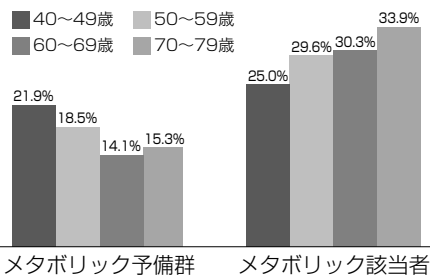
健診を受けていただきありがとうございました!!



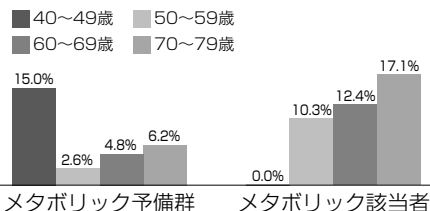
※健診を受けていただいた方は、766人! 受診率は41%でした。

昨年度もたくさんの方に健診を受診していただきました。

年齢別メタボ予備群・該当者の割合(男性)



年齢別メタボ予備群・該当者の割合(女性)



メタボリックシンドローム予備群・該当者って?

心筋梗塞や脳梗塞発症の危険性を高める内臓脂肪症候群のことを、メタボリックシンドローム(略してメタボといわれています)

内臓脂肪の蓄積

- ①血清脂質異常
- ②高血圧
- ③高血糖

※内臓脂肪の蓄積にあわせて、①～③のうち、2項目以上当てはまるとメタボリックシンドローム該当者、1項目当てはまると、メタボリックシンドローム予備群に該当します。

右の図は平成23年度に健診を受診者がメタボリックシンドローム予備群・該当する方がどのくらいの割合だったか年齢別に表したものです。

男女でみると男性の方が女性の2倍程度高くなっています。また、女性では年齢とともにメタボリック予備群・該当者は増えていますが、男性では年齢に関係なく該当者・予備群になっています。つまり、単に肥満だけでなく体の中では高血糖、高血圧、脂質異常などの異常が表れているということです。40歳代の男性では5人に1人が予備群、4人に1人はメタボに該当しています。

メタボ状態が続くことは知らず知らず全身の血管を痛めています。あなたは大丈夫でしょうか?

今年も健診を受診してチェックしてみませんか。

健診についてのお問い合わせは… 保健福祉課 ☎ 77-3621まで